導入が進む自治体パートナーシップ宣誓制度の現状と課題
―関係文書保存を中心として

高野　譲

はじめに

同性あるいは性別の不一致などにより法律上の婚姻ができないカップルを公的に認め、家族として公営住宅の入居を認めたり、職場での福利厚生制度を利用できるようにするパートナーシップ宣誓制度（以下、「宣誓制度」という。）を導入する自治体が増えている。[*1] 公益社団法人「Ｍａｒｒｉａｇｅ Ｆｏｒ Ａｌｌ Ｊａｐａｎ―結婚の自由をすべての人に」によれば、宣誓制度は二〇二三年三月二三日現在、全国で都道府県を含め少なくとも二七〇以上の自治体で導入され、日本の人口の七割をカバーするほどになっている。[*2]

筆者が住む札幌市においても二〇一七年に宣誓制度が導入されている。宣誓制度の存在については報道等で知っていたが、その詳しい内容についてはこれまで検討してはこなかった。ところが、札幌市の宣誓制度の要綱を読み進めるうちに宣誓書保存について「一〇年間」となっている箇所で若干の違和感を覚えた。それは、法律婚ができないカップルを公的に認める関係文書の保存期間としてはずいぶん短いと感じたためである。

すでに、先行研究では宣誓制度の制度比較がなされているが、[*3] 宣誓書をはじめとする関係文書の保存については、管見の限り触れられているものは見当たらない。宣誓書等の関係文書の保存期間は、後で述べるように当事者にとっては重要な論点になりうるとも言える。そこで本稿では、これまでほとんど論じられてこなかった宣誓制度における関係文書の保存を中心に考察する。また、調査の過程で明らかになった宣誓制度の論点となるべきで課題についても検討する。これにより宣誓制度の導入を検討する自治体における論点整理の一助となれば幸いである。

1　作業

まずはじめに、パートナーシップ宣誓制度を有している自治体を抽出した。宣誓制度の導入状況については、ＬＧＢＴＱ＋の人たちをサポートするＮＰＯなどにより多数公開されているが、前述した「公益社団法人Ｍａｒｒｉａｇｅ Ｆｏｒ Ａｌｌ Ｊａｐａｎ―結婚の自由をすべての人に」のホームページデータが頻繁に更新されていることから、この団体のデータが最新と判断し利用した。

なお、宣誓制度導入は各地の自治体で進んでいるが、今回は煩雑を避けるため、二〇二一年度まで宣誓制度が導入された自治体を調査の対象とした。それは、二〇二一年度だけでも七八の自治体が新たな宣誓制度を導入しており、二〇二一年度までに宣誓制度を導入した自治体に調査対象を絞っても一定の傾向は見て取れると考えたからである。具体的な調査については、二〇二二年二月から六月にかけてと九月から一一月にかけての二度に分けておこなった。したがって、本稿に記載の宣誓制度内容は二〇二二年一一月三〇日現在のものである。ただし、その後改正のある自治体があり得ることをご了承願いたい。

調査では、導入自治体を確定したのちに、例規集から関係文書の保存年限を確認する作業をおこなった。例規集で情報が収集できなかった自治体については電子メールによる調査を行った。

2　基本データ

前述のように、支援団体のホームページでは宣誓制度導入自治体の情報が提供されているが、都道府県順や制定順などに整理されていなかった。そこで宣誓制度導入施行年月日を明らかにするため、**図表1**を作成した。なお、先行研究では対象自治体が少なかったこともあり、[*4]十分な整理がなされていたとは言い難かった。**図表2**以下では、年度別、都道府県別、自治体種類別、人口規模別に分け、宣誓制度導入の現況を整理した。

(1)　年度別

宣誓制度の嚆矢となったのは東京都の渋谷区と世田谷区で、二〇一五年のことである。札幌市は二〇一七年に制度導入がなされており、比較的初期に導入された自治体だと言える。[*5]

宣誓制度導入を年度別に整理したものが**図表2**である。比較的最近になってから宣誓制度を導入した自治体が多いことが確認できる。近年、LGBTQ＋当事者の生きにくさが社会的にも認知され始めた結果、導入する自治体が増加していると考えることができよう。

(2)　都道府県別

次に、都道府県別の宣誓制度導入状況を整理したのが**図表3**である。広域自治体である都道府県で宣誓制度を導入しているのは、青森県、茨城県、群馬県、大阪府、三重県、佐賀県の一府五県である。

都道府県内の市町村で宣誓制度導入自治体の割合が高いのは、神奈川県の五一・五％で以下、香川県四一・二％、[*6]埼玉県三九・七％の順になっている。大阪市の調査によれば、LGBTQ＋人口は三～八％との結果がなされており、[*7]神奈川県や埼玉県といった人口の多い地域であれば、相当数のLGBTQ＋住民がいると想定できる。ただし、東京近郊においても千葉県は一〇％未満、茨城県は二・四％と大きく差が生じていた。

一方で岩手県、秋田県、宮城県、福島県、富山県、福井県、岐阜県、和歌山県、鳥取県、島根県、愛媛県の一一県では、県はもちろんのこと、県内の基礎自治体にも宣誓制度を導入している自治体はなかった。

(3)　自治体種類別

さらに、自治体種類別でも確認してみた（**図表4－1**）。政令指定市では一六自治体と八割の自治体で宣誓制度が導入されていた。また、東京都の特別区でも三四・八％と四割近くで導入されていた。さらに中核市では三割、施行時特例市では約二割で導入されていた。以上のことからも人口が多い自治体、特に都市的な自治体において導入が進んでいることが明らかになった。

村での導入事例はなかったが、二〇の町で宣誓制度の導入されている。群馬県大泉町は二〇一九年に全国で一〇番目、「町」としては全国で初めて宣誓制度を導入した。大泉町はブラジル人を中心として外国人住民の割合が高い自治体としても有名で、共生を念頭とした「あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」を二〇一七年に制定している。その制度理念を実現するために、宣誓制度が導入されており、[*8]すでに同性婚が当たり前となっている海外から来た外国人住民の多寡も宣誓制度導入に影響を与えているのかもしれない。

(4)　人口規模別

続いて、人口の多寡が宣誓制度導入に影響を与えているか否かを確認するため、人口規模別でも整理をおこなった。その結果、人口が一〇〇万人以上の自治体の七割以上で、五〇～一〇〇万人未満でも五四・二％と過半数の自治体で宣誓制度が導入されていた（**図表4－2**）。さらに、三〇～五〇万人未満でも四五・一％となっており、人口が増えるのに比例して宣誓制度を導入する自治体数が増加していると見ることができた。

今後は、人口が多い未導入自治体はもちろんだが、政策波及という意味でも導入済自治体の周辺で宣誓制度を導入する流れが促進されることが考えられる。

3　宣誓制度における文書保存の現状

以下では、宣誓書などの関係文書保存の実態を

図表１　パートナーシップ宣誓制度を導入している自治体

	施行年月日	自治体名
1	2015/11/5	東京都　渋谷区
2	2015/11/5	東京都　世田谷区
3	2016/4/1	三重県　伊賀市
4	2016/6/1	兵庫県　宝塚市
5	2016/7/8	沖縄県　那覇市
6	2017/6/1	北海道　札幌市
7	2018/4/1	福岡県　福岡市
8	2018/7/9	大阪府　大阪市
9	2018/8/20	東京都　中野区
10	2019/1/1	群馬県　大泉町
11	2019/1/29	千葉県　千葉市
12	2019/4/1	東京都　豊島区
13	2019/4/1	東京都　府中市
14	2019/4/1	神奈川県　小田原市
15	2019/4/1	神奈川県　横須賀市
16	2019/4/1	大阪府　堺市
17	2019/4/1	大阪府　枚方市
18	2019/4/1	岡山県　総社市
19	2019/4/1	熊本県　熊本市
20	2019/4/4	東京都　江戸川区
21	2019/6/3	栃木県　鹿沼市
22	2019/6/10	宮崎県　宮崎市
23	2019/7/1	茨城県
24	2019/7/1	福岡県　北九州市
25	2019/9/1	愛知県　西尾市
26	2019/9/2	長崎県　長崎市
27	2019/10/11	兵庫県　三田市
28	2019/11/22	大阪府　交野市
29	2019/12/2	神奈川県　横浜市
30	2019/12/4	神奈川県　鎌倉市
31	2019/12/4	大阪府　大東市
32	2020/1/1	香川県　三豊市
33	2020/1/6	兵庫県　尼崎市
34	2020/1/22	大阪府
35	2020/4/1	新潟県　新潟市
36	2020/4/1	埼玉県　さいたま市
37	2020/4/1	東京都　文京区
38	2020/4/1	東京都　港区
39	2020/4/1	神奈川県　相模原市
40	2020/4/1	神奈川県　逗子市
41	2020/4/1	静岡県　浜松市
42	2020/4/1	奈良県　奈良市
43	2020/4/1	奈良県　大和郡山市
44	2020/4/1	香川県　高松市
45	2020/4/1	徳島県　徳島市
46	2020/4/1	福岡県　古賀市
47	2020/4/1	宮崎県　木城町
48	2020/5/1	愛知県　豊明市
49	2020/5/1	埼玉県　川越市
50	2020/5/15	兵庫県　伊丹市
51	2020/5/17	兵庫県　芦屋市
52	2020/7/1	神奈川県　川崎市
53	2020/7/1	神奈川県　葉山町
54	2020/7/1	三重県　いなべ市
55	2020/7/1	大阪府　富田林市
56	2020/7/1	岡山県　岡山市
57	2020/8/1	兵庫県　川西市
58	2020/9/1	大阪府　貝塚市
59	2020/9/1	京都府　京都市
60	2020/10/1	埼玉県　坂戸市
61	2020/10/20	東京都　小金井市
62	2020/11/1	栃木県　栃木市
63	2020/11/1	埼玉県　北本市
64	2020/11/1	千葉県　松戸市
65	2020/11/15	東京都　国分寺市
66	2020/12/1	埼玉県　鴻巣市
67	2020/12/10	青森県　弘前市
68	2020/12/21	群馬県
69	2020/12/21	群馬県　渋川市
70	2021/1/1	神奈川県　三浦市
71	2021/1/1	香川県　東かがわ市
72	2021/1/1	徳島県　吉野川市
73	2021/1/1	広島県　広島市
74	2021/1/8	兵庫県　明石市
75	2021/2/1	埼玉県　桶川市
76	2021/2/1	高知県　高知市
77	2021/3/1	埼玉県　伊奈町
78	2021/3/1	京都府　亀岡市
79	2021/3/16	埼玉県　上尾市
80	2021/4/1	埼玉県　行田市
81	2021/4/1	埼玉県　越谷市
82	2021/4/1	埼玉県　本庄市
83	2021/4/1	埼玉県　三芳町
84	2021/4/1	群馬県　安中市
85	2021/4/1	東京都　足立区
86	2021/4/1	東京都　国立市
87	2021/4/1	神奈川県　茅ヶ崎市
88	2021/4/1	神奈川県　藤沢市
89	2021/4/1	神奈川県　大和市
90	2021/4/1	長野県　松本市
91	2021/4/1	静岡県　富士市
92	2021/4/1	愛知県　豊橋市
93	2021/4/1	兵庫県　西宮市
94	2021/4/1	兵庫県　猪名川町
95	2021/4/1	奈良県　生駒市
96	2021/4/1	奈良県　天理市
97	2021/4/1	香川県　小豆島町
98	2021/4/1	香川県　多度津町
99	2021/4/1	香川県　土庄町
100	2021/4/1	徳島県　北島町
101	2021/4/1	大分県　臼杵市
102	2021/4/1	宮崎県　日南市
103	2021/4/1	鹿児島県　指宿市
104	2021/4/26	宮崎県　延岡市
105	2021/5/1	千葉県　浦安市
106	2021/6/1	群馬県　千代田町
107	2021/6/1	京都府　長岡京市
108	2021/7/1	埼玉県　東松山市
109	2021/7/1	神奈川県　南足柄市
110	2021/7/1	神奈川県　大井町
111	2021/7/1	石川県　金沢市
112	2021/7/16	愛知県　豊田市
113	2021/8/27	佐賀県
114	2021/9/1	栃木県　日光市
115	2021/9/1	埼玉県　入間市
116	2021/9/1	三重県
117	2021/9/1	山口県　宇部市
118	2021/9/1	徳島県　三好市
119	2021/9/1	宮崎県　新富町
120	2021/10/1	埼玉県　久喜市
121	2021/10/1	埼玉県　毛呂山町
122	2021/10/1	埼玉県　川島町
123	2021/10/1	神奈川県　松田町
124	2021/10/1	滋賀県　彦根市
125	2021/10/1	京都府　向日市
126	2021/10/1	岡山県　備前市
127	2021/10/1	広島県　安芸高田市
128	2021/10/1	熊本県　大津町
129	2021/10/1	佐賀県　唐津市
130	2021/10/1	沖縄県　浦添市
131	2021/10/11	埼玉県　狭山市
132	2021/11/1	徳島県　那賀町
133	2021/12/1	埼玉県　ときがわ町
134	2021/12/1	山梨県　甲州市
135	2012/12/1	岡山県　倉敷市
136	2021/12/1	岡山県　真庭市
137	2021/12/1	香川県　善通寺市
138	2021/12/1	宮崎県　えびの市
139	2021/12/10	石川県　白山市
140	2021/12/16	千葉県　船橋市
141	2021/12/20	埼玉県　草加市
142	2022/1/1	埼玉県　所沢市
143	2022/1/1	埼玉県　飯能市
144	2022/1/1	埼玉県　日高市
145	2022/1/1	広島県　三原市
146	2022/1/1	鹿児島県　鹿児島市
147	2022/1/4	愛知県　蒲郡市
148	2022/2/1	埼玉県　吉川市
149	2022/2/1	東京都　多摩市
150	2022/2/1	千葉県　市川市
151	2022/2/1	神奈川県　綾瀬市
152	2022/2/1	神奈川県　寒川町
153	2022/2/17	青森県
154	2022/3/1	北海道　江別市
155	2022/3/1	徳島県　美馬市
156	2022/3/1	佐賀県　上峰町
157	2022/3/23	埼玉県　深谷市

出典：公益社団法人Marriage for All japan－結婚の自由をすべての人にホームページ、「日本のパートナーシップ制度」から筆者が整理・作成

図表２　年度別のパートナーシップ宣誓制度の導入状況

２０１５年度

	施行年月日	自治体名
1	2015/11/5	東京都　渋谷区
2	2015/11/5	東京都　世田谷区

２０１６年度

	施行年月日	自治体名
1	2016/4/1	三重県　伊賀市
2	2016/6/1	兵庫県　宝塚市
3	2016/7/8	沖縄県　那覇市

２０１７年度

	施行年月日	自治体名
1	2017/6/1	北海道　札幌市

２０１８年度

	施行年月日	自治体名
1	2018/4/1	福岡県　福岡市
2	2018/7/9	大阪府　大阪市
3	2018/8/20	東京都　中野区
4	2019/1/1	群馬県　大泉町
5	2019/1/29	千葉県　千葉市

２０１９年度

	施行年月日	自治体名
1	2019/4/1	東京都　豊島区
2	2019/4/1	東京都　府中市
3	2019/4/1	神奈川県　小田原市
4	2019/4/1	神奈川県　横須賀市
5	2019/4/1	大阪府　堺市
6	2019/4/1	大阪府　枚方市
7	2019/4/1	岡山県　総社市
8	2019/4/1	熊本県　熊本市
9	2019/4/4	東京都　江戸川区
10	2019/6/3	栃木県　鹿沼市
11	2019/6/10	宮崎県　宮崎市
12	2019/7/1	茨城県
13	2019/7/1	福岡県　北九州市
14	2019/9/1	愛知県　西尾市
15	2019/9/2	長崎県　長崎市
16	2019/10/11	兵庫県　三田市
17	2019/11/22	大阪府　交野市
18	2019/12/2	神奈川県　横浜市
19	2019/12/4	神奈川県　鎌倉市
20	2019/12/4	大阪府　大東市
21	2020/1/1	香川県　三豊市
22	2020/1/6	兵庫県　尼崎市
23	2020/1/22	大阪府

２０２０年度

	施行年月日	自治体名
1	2020/4/1	新潟県　新潟市
2	2020/4/1	埼玉県　さいたま市
3	2020/4/1	東京都　文京区
4	2020/4/1	東京都　港区
5	2020/4/1	神奈川県　相模原市
6	2020/4/1	神奈川県　逗子市
7	2020/4/1	静岡県　浜松市
8	2020/4/1	奈良県　奈良市
9	2020/4/1	奈良県　大和郡山市
10	2020/4/1	香川県　高松市
11	2020/4/1	徳島県　徳島市
12	2020/4/1	福岡県　古賀市
13	2020/4/1	宮崎県　木城町
14	2020/5/1	愛知県　豊明市
15	2020/5/1	埼玉県　川越市
16	2020/5/15	兵庫県　伊丹市
17	2020/5/17	兵庫県　芦屋市
18	2020/7/1	神奈川県　川崎市
19	2020/7/1	神奈川県　葉山町
20	2020/7/1	三重県　いなべ市
21	2020/7/1	大阪府　富田林市
22	2020/7/1	岡山県　岡山市
23	2020/8/1	兵庫県　川西市
24	2020/9/1	大阪府　貝塚市
25	2020/9/1	京都府　京都市
26	2020/10/1	埼玉県　坂戸市
27	2020/10/20	東京都　小金井市
28	2020/11/1	栃木県　栃木市
29	2020/11/1	埼玉県　北本市
30	2020/11/1	千葉県　松戸市
31	2020/11/15	東京都　国分寺市
32	2020/12/1	埼玉県　鴻巣市
33	2020/12/10	青森県　弘前市
34	2020/12/21	群馬県
35	2020/12/21	群馬県　渋川市
36	2021/1/1	神奈川県　三浦市
37	2021/1/1	香川県　東かがわ市
38	2021/1/1	徳島県　吉野川市
39	2021/1/1	広島県　広島市
40	2021/1/8	兵庫県　明石市
41	2021/2/1	埼玉県　桶川市
42	2021/2/1	高知県　高知市
43	2021/3/1	埼玉県　伊奈町
44	2021/3/1	京都府　亀岡市
45	2021/3/16	埼玉県　上尾市

２０２１年度

	施行年月日	自治体名
1	2021/4/1	埼玉県　行田市
2	2021/4/1	埼玉県　越谷市
3	2021/4/1	埼玉県　本庄市
4	2021/4/1	埼玉県　三芳町
5	2021/4/1	群馬県　安中市
6	2021/4/1	東京都　足立区
7	2021/4/1	東京都　国立市
8	2021/4/1	神奈川県　茅ヶ崎市
9	2021/4/1	神奈川県　藤沢市
10	2021/4/1	神奈川県　大和市
11	2021/4/1	長野県　松本市
12	2021/4/1	静岡県　富士市
13	2021/4/1	愛知県　豊橋市
14	2021/4/1	兵庫県　西宮市
15	2021/4/1	兵庫県　猪名川町
16	2021/4/1	奈良県　生駒市
17	2021/4/1	奈良県　天理市
18	2021/4/1	香川県　小豆島町
19	2021/4/1	香川県　多度津町
20	2021/4/1	香川県　土庄町
21	2021/4/1	徳島県　北島町
22	2021/4/1	大分県　臼杵市
23	2021/4/1	宮崎県　日南市
24	2021/4/1	鹿児島県　指宿市
25	2021/4/26	宮崎県　延岡市
26	2021/5/1	千葉県　浦安市
27	2021/6/1	群馬県　千代田町
28	2021/6/1	京都府　長岡京市
29	2021/7/1	埼玉県　東松山市
30	2021/7/1	神奈川県　南足柄市
31	2021/7/1	神奈川県　大井町
32	2021/7/1	石川県　金沢市
33	2021/7/16	愛知県　豊田市
34	2021/8/27	佐賀県
35	2021/9/1	栃木県　日光市
36	2021/9/1	埼玉県　入間市
37	2021/9/1	三重県
38	2021/9/1	山口県　宇部市
39	2021/9/1	徳島県　三好市
40	2021/9/1	宮崎県　新富町
41	2021/10/1	埼玉県　久喜市
42	2021/10/1	埼玉県　毛呂山町
43	2021/10/1	埼玉県　川島町
44	2021/10/1	神奈川県　松田町
45	2021/10/1	滋賀県　彦根市
46	2021/10/1	京都府　向日市
47	2021/10/1	岡山県　備前市
48	2021/10/1	広島県　安芸高田市
49	2021/10/1	熊本県　大津町
50	2021/10/1	佐賀県　唐津市
51	2021/10/1	沖縄県　浦添市
52	2021/10/11	埼玉県　狭山市
53	2021/11/1	徳島県　那賀町
54	2021/12/1	埼玉県　ときがわ町
55	2021/12/1	山梨県　甲州市
56	2012/12/1	岡山県　倉敷市
57	2021/12/1	岡山県　真庭市
58	2021/12/1	香川県　善通寺市
59	2021/12/1	宮崎県　えびの市
60	2021/12/10	石川県　白山市
61	2021/12/16	千葉県　船橋市
62	2021/12/20	埼玉県　草加市
63	2022/1/1	埼玉県　所沢市
64	2022/1/1	埼玉県　飯能市
65	2022/1/1	埼玉県　日高市
66	2022/1/1	広島県　三原市
67	2022/1/1	鹿児島県　鹿児島市
68	2022/1/4	愛知県　蒲郡市
69	2022/2/1	埼玉県　吉川市
70	2022/2/1	東京都　多摩市
71	2022/2/1	千葉県　市川市
72	2022/2/1	神奈川県　綾瀬市
73	2022/2/1	神奈川県　寒川町
74	2022/2/17	青森県
75	2022/3/1	北海道　江別市
76	2022/3/1	徳島県　美馬市
77	2022/3/1	佐賀県　上峰町
78	2022/3/23	埼玉県　深谷市

出典：公益社団法人Marriage for All japan－結婚の自由をすべての人にホームページ、「日本のパートナーシップ制度」から筆者が整理・作成

検討する。

(1)　関係文書保存の実態

宣誓制度利用に際し提出する申請書や発行される宣誓書など関係文書の保存期間については、①条例や要綱の中に規定している自治体、②規定していない自治体に二分された（**図表５**）。条例や要綱内に規定していない自治体においては、当該自治体の公文書条例や文書管理規則などに従い管理していることが想定されたため、②の自治体については、電子メールでⒶ保存年限の確認、Ⓑ要綱などの中に保存年限を規定しなかった理由を確認した。

(2)　保存年限の現状

条例・要綱及び電子メールでの調査から、文書保存の年数は「一〇年間未満の保存」、「一〇年間保存」、「三〇年間保存」、「長期・永年・永久・継続する限り保存」、「パートナー解消後一定期間を保存」、「常用」、「保存年限を定めない」、「その他」[*9]の八類型に分類された（**図表５**）なお、横須賀市や富士市など二四自治体からは電子メール調査の回答が得られなかったため、それら自治体は不明と表記している。

調査結果をまとめると、「一〇年間保存」が最も多く三七自治体[*10]、以下、「長期・永年・永久・継続する限り保存」が三三自治体、「三〇年間保存」が二五自治体と続く。他方で中野区や鹿児島市の

図表４－１　自治体種類別制定状況

	制度導入済自治体数	全自治体数	全自治体のうち条例制定自治体の占める割合
都道府県	6	47	12.8%
政令指定都市	16	20	80.0%
中核市	19	62	30.6%
施行時特例市	5	23	21.7%
その他の市	82	687	11.9%
特別区	8	23	34.8%
町	21	743	2.8%
村	0	189	0.0%
計	157	1794	8.8%

2020年４月１日現在。総務省統計データより、筆者が47都道府県と東京都特別区を加えて作成

図表４－２　人口規模別制定状況

人口数	制度導入済自治体	全自治体数	全自治体のうち条例制定自治体の占める割合
２千人未満	0	93	0
２千人～５千人未満	1	197	0.5%
５千人～１万人未満	2	240	0.8%
１万人～３万人未満	17	446	3.8%
３万人～５万人未満	17	239	7.1%
５万人～10万人未満	32	242	13.2%
10万人～20万人未満	27	153	17.6%
20万人～30万人未満	11	44	25.0%
30万人～50万人未満	23	51	45.1%
50万人～100万人未満	13	24	54.2%
100万人以上	8	11	72.7%
合計	151	1740	8.7%

2019年国勢調査データより筆者が作成
注１：国勢調査の「人口等基本集計結果概要」よりも細分化して確認するため、上記の区分とした
注２：導入済自治体は都道府県除いた数値である
注３：全自治体数は、都道府県を除く市町村＋東京都特別区。福島県双葉町は総務省統計局ホームページにも人口数の記載がないため、自治体数からも除外した

図表３　都道府県ごとのパートナーシップ宣誓制度の導入状況

都道府県	宣誓制度導入自治体数	都道府県内の市区町村数	都道府県内での導入率（%）
北海道	2	179	1.1%
青森県	2	40	5.0%
岩手県	0	33	0.0%
宮城県	0	35	0.0%
秋田県	0	25	0.0%
山形県	0	35	0.0%
福島県	0	59	0.0%
茨城県	1	44	2.3%
栃木県	3	25	12.0%
群馬県	5	35	14.3%
埼玉県	25	63	39.7%
千葉県	5	54	9.3%
東京都	13	62	21.0%
神奈川県	17	33	51.5%
新潟県	1	30	3.3%
富山県	0	15	0.0%
石川県	2	19	10.5%
福井県	0	17	0.0%
山梨県	1	27	3.7%
長野県	1	77	1.3%
岐阜県	0	42	0.0%
静岡県	2	35	5.7%
愛知県	5	54	9.3%
三重県	3	29	10.3%
滋賀県	1	19	5.3%
京都府	4	26	15.4%
大阪府	8	43	18.6%
兵庫県	9	41	22.0%
奈良県	4	39	10.3%
和歌山県	0	30	0.0%
鳥取県	0	19	0.0%
島根県	0	19	0.0%
岡山県	5	27	18.5%
広島県	3	23	13.0%
山口県	1	19	5.3%
徳島県	6	24	25.0%
香川県	7	17	41.2%
愛媛県	0	20	0.0%
高知県	1	34	2.9%
福岡県	3	60	5.0%
佐賀県	3	20	15.0%
長崎県	1	21	4.8%
熊本県	2	45	4.4%
大分県	1	18	5.6%
宮崎県	6	26	23.1%
鹿児島県	2	43	4.7%
沖縄県	2	41	4.9%
合計	157	1741	9.5%

出典：総務省統計データより、筆者作成

ように、少数ではあるが文書管理規則の「常用」とする自治体もある。その理由として豊島区からは、「宣誓書の返還など届出に対し、返還や変更、取消の可能性があるため」と回答を受けた。[*11]

確かに、住民の異動などを考えれば常に使用としておいたほうが事務レベルでの対応がしやすい。ただ、常用としている自治体が少ないことを踏まえれば、何らかの理由があるとも考えられる。これについては、調査を継続していくこととしたい。

⑶　保存年限の根拠

調査の結果、保存年限の根拠は、すでにある公文書条例や文書管理規則、規程等を基準としているケースがほとんどであった。ただ、佐賀県唐津市のように「本市が同制度に係る要綱を制定した時、他の自治体において保存年数がまちまちであること、今後、全国的に制度の普及が見込まれ、将来的に制度内容の統一化が図られるのではないかとの思いもありましたので、特に要綱に保存年

限を規定しませんでした。現在、宣誓書等の保存年限は、唐津市の文書規定の第二種『一〇年保存』を適用しています」と先行自治体の要綱内に文書保存の規定がなく、どう取り扱うべきか悩んだ自治体や、群馬県大泉町のような「法務局の戸籍届出書が三〇年間であるため」といった別制度を参考に年数を決定した自治体もあった。この調査結果からは保存年限の根拠をどうするか、年数を何年間とするかなど、対応に苦慮している自治体が少なくないことが明らかになった。

(4) 要綱等に保存年限を規定しなかった理由

要綱等に保存年限を規定しなかった理由については、ほとんどの自治体が「すでに公文書条例や文書管理規則などがあり、それを準用しているため」と回答してきたが、それ以外には以下のような回答があった。

①検討不足

第一は、那覇市のように「制度自体の導入が早く、文書保存について検討していなかったため」と制度設計時の検討不足から保存年限を規定していない事例である。

②既存規定との照合

第二は、熊本県大津町の「既にある文書保存規程のうち、宣誓書などがどの保存年限に該当するか判断がつかなかった。住民課とも協議をしたが、戸籍も法務局保存であり自庁保存ではない。そう考えると長期間保存するものではないと判断し、敢えて保存年限を盛り込まなかった」とする回答のように、判断に悩んだ結果、要綱等に規定しなかったとする事例である。

③事務処理上の都合

第三は、東松山市の「保存年限を定めると宣誓書等の再発行に支障をきたすため」、あるいは入間市の「廃棄する必要が無ければ年数を必ずしも規定する必要が無かったため」など、保存年限を明記すると事務処理上の支障があるため、要綱等に規定しなかったとする事例である。

④利用者の不利益防止

第四は、亀岡市の「要綱等に保存年限を規定していないのは、保存期間が経過した後に、即時宣誓書等を破棄することによって、死亡後に適用される犯罪被害者見舞金等のサービスに支障をきたすのを防ぐためです（注・波線部は筆者記載）。三〇年保存した後、必要であれば保存期間の延長をして対応することとしています」とする回答や、彦根市の「要綱第一一条の第一号双方の意思によりパートナーシップ関係を解消したときに該当する宣誓者が永年保存を良しとされないこともあるのか、との懸念があり、現時点での要綱への記載をしていないものです」と回答のように、既存法令の準用や要綱内に規定することで当事者に不利益となることがあるとして、敢えて規定しない事例である。

⑤他の要綱等も含め保存年限を条文に記載しない

第五は、上尾市の「文書の保存年限につきましては、『上尾市文書取扱規程』により定められているため、特別な扱いをする場合を除き、個別の要綱等には保存年限を記載しておりません」との回答や、本庄市の「要綱の中に保存年限を規定しなかった理由ですが、本市では他の例規文書でも保存年限を条文に規定しているものは少なく、文書取扱規則に基づき、それぞれの文書の保存年限を定めているため、要綱で規定をしませんでした」（注・波線部は筆者記載）とする回答があったように、他の要綱等も含めて、保存年限を条文に記載しないことが原則となっている事例である。

なお、本庄市からは「場合によっては要綱内に規定することはありうる」との回答も得た。しかしながら、どのような場合が特別な扱いとなり要綱等に保存年限が記載されるのかについては、今回の調査では調べきれなかった。担当課あるいは法制担当へのヒアリング調査が必要となるので、今後とも調査を継続していくこととする。

以上のように、要綱等に保存年限を規定していない理由については、六つに分けることができた。そうなると、要綱等の中に保存年限を規定している自治体に対して、「なぜ規定したのか」「既存の

文書取扱規定等を準用しなかったのはなぜか」という疑問が浮かぶ。これについても、調査を継続していくこととしたい。

(5) 小括

宣誓書など関係文書の保存については、要綱内に年数を明記している自治体と、要綱内には明記していない自治体の大きく二つに分かれることが調査の結果判明した。要綱等には保存年限を明記していない場合に、既存の文書管理条例などを準用した自治体も多かった。保存年限に関しては、一〇年間としている自治体が最も多く、パートナー関係が継続する限り保存するとする自治体は主流とは言えないことが明らかになった。むしろ、五年間や七年間など、短期保存の自治体も一定数存在しており、保存年限を一つとっても、宣誓制度に対する自治体の考えや特徴が色濃く感じられる結果となった。

4 調査によって明らかとなったパートナーシップ宣誓制度の課題

すでに述べたことのほかに、本調査からは、自治体の宣誓制度についていくつかの課題が見いだされた。それらについて、以下で考察する。

(1) 宣誓書等の保存年限後の対応

一〇年間など保存年限が決まっている自治体の場合、期間を超えると宣誓書等の関係書類が破棄されてしまう。このため、宣誓書等の再交付規定が置かれていたとしても、再交付できない問題が発生する。[*12] 保存年限を一〇年間としている札幌市に確認したところ、「制度が導入されて年数が浅く、破棄した事例がない」と前置きした上で、「保存年数の経過後に再交付申請をした場合、当然書類は破棄されているため発行できない。住民票など必要書類を揃えて新たな申請してもらう運用としている」と回答を受けた。

一方、調査時点では保存年限を一〇年間としていた川越市の宣誓制度は二〇二二年四月に、「返還等の事由に該当しない限り、期限なく宣誓書等を再交付ができる」と改正している。[*13]

紛失や汚損がなければ再申請する必要はないとは言え、仮にそうしたことが発生した場合、保存年限を理由に再申請が求める運用は疑問が残る。再申請問題を避けるためにも、関係文書の保存管理は常用もしくはパートナー関係が継続する限り保存とすべきではないだろうか。

(2) 返還文書の保存年限

また、当事者の意思によるパートナー関係の解消や死亡の場合に宣誓書などを返還する規定を置く自治体が多いことも明らかになった。そこで浮かび上がる疑問は、保存年限を経過後に返還する場合、関係書類が破棄されているわけで、原本書類自体が存在しないということになる。その状況で返還した場合、窓口ではどのような対応をとるのだろうか。これについては、問題が起こることを想定し要綱内に再交付の申請などを記録する記録簿を作成すると規定した自治体もあった。[*14] しかし、要綱等に規定された保存年限を超えてから宣誓書などを返還する場合に、再度申請が必要となれば制度としては奇妙であり、そもそもパートナーが死亡しているような場合は申請自体困難である。

窓口での混乱を避けるためにも、関係文書の保存管理は常用もしくはパートナー関係が継続する限り保存とすることが適切と言えよう。ただし、返還後の長期保存は必要ないと筆者は考えている。それは、利用していたカップルのうちどちらかが亡くなったとしても、残された方には法律婚で与えられる相続権など法的効果は発生しないためである。[*15] 以上のことを考えれば、返還された宣誓書など文書保存は、住民票除票と同じ五年間保存で十分だと言える。[*16]

(3) 交付番号の公表

昨今、法令や条例に「公表」の規定を置くケースが散見されるが、[*17] 宣誓制度においても、宣誓書等に付与される番号の公表を規定している自治体が三三自治体存在した（**図表6**）。公表には情報提供の側面と違反行為に対する制裁の側面の二つがあると言われている。[*18] 宣誓制度については、①パートナーシップの解消や死亡などによって宣誓書や受領証が返還されたときに番号を公表する自

図表６　公表規定を持つ自治体

	自治体名	悪質者公表	返還時公表	悪質・返還時両方公表
1	東京都　渋谷区			
2	東京都　世田谷区			
3	三重県　伊賀市			
4	兵庫県　宝塚市			
5	沖縄県　那覇市			
6	北海道　札幌市			
7	福岡県　福岡市			
8	大阪府　大阪市			
9	東京都　中野区			
10	群馬県　大泉町			
11	千葉県　千葉市			
12	東京都　豊島区			
13	東京都　府中市			
14	神奈川県　小田原市			
15	神奈川県　横須賀市			
16	大阪府　堺市			
17	大阪府　枚方市			
18	岡山県　総社市			
19	熊本県　熊本市			
20	東京都　江戸川区			
21	栃木県　鹿沼市			
22	宮崎県　宮崎市			
23	茨城県			
24	福岡県　北九州市			
25	愛知県　西尾市			
26	長崎県　長崎市			
27	兵庫県　三田市			
28	大阪府　交野市			
29	神奈川県　横浜市	○		
30	神奈川県　鎌倉市			
31	大阪府　大東市			
32	香川県　三豊市			
33	兵庫県　尼崎市			
34	大阪府			
35	新潟県　新潟市	○		
36	埼玉県　さいたま市			
37	東京都　文京区	○		
38	東京都　港区			
39	神奈川県　相模原市			
40	神奈川県　逗子市			
41	静岡県　浜松市			
42	奈良県　奈良市			
43	奈良県　大和郡山市			
44	香川県　高松市			
45	徳島県　徳島市			
46	福岡県　古賀市			
47	宮崎県　木城町			
48	愛知県　豊明市			
49	埼玉県　川越市	○		
50	兵庫県　伊丹市			
51	兵庫県　芦屋市			
52	神奈川県　川崎市		○	
53	神奈川県　葉山町			
54	三重県　いなべ市			
55	大阪府　富田林市			
56	岡山県　岡山市			
57	兵庫県　川西市			
58	大阪府　貝塚市			
59	京都府　京都市			
60	埼玉県　坂戸市			
61	東京都　小金井市			
62	栃木県　栃木市		○	
63	埼玉県　北本市			
64	千葉県　松戸市			
65	東京都　国分寺市			
66	埼玉県　鴻巣市			
67	青森県　弘前市			○
68	群馬県			
69	群馬県　渋川市			
70	神奈川県　三浦市			
71	香川県　東かがわ市			
72	徳島県　吉野川市			
73	広島県　広島市		○	
74	兵庫県　明石市			
75	埼玉県　桶川市			
76	高知県　高知市			
77	埼玉県　伊奈町			
78	京都府　亀岡市			
79	埼玉県　上尾市	○		
80	埼玉県　行田市			
81	埼玉県　越谷市			
82	埼玉県　本庄市			
83	埼玉県　三芳町	○		
84	群馬県　安中市			
85	東京都　足立区			
86	東京都　国立市	○		
87	神奈川県　茅ヶ崎市	○		
88	神奈川県　藤沢市			○
89	神奈川県　大和市		○	
90	長野県　松本市			
91	静岡県　富士市			
92	愛知県　豊橋市			
93	兵庫県　西宮市			
94	兵庫県　猪名川町			
95	奈良県　生駒市			
96	奈良県　天理市			
97	香川県　小豆島町	○		
98	香川県　多度津町			
99	香川県　土庄町			
100	徳島県　北島町			
101	大分県　臼杵市			
102	宮崎県　日南市			
103	鹿児島県　指宿市			
104	宮崎県　延岡市			
105	千葉県　浦安市			
106	群馬県　千代田町			
107	京都府　長岡京市			
108	埼玉県　東松山市			
109	神奈川県　南足柄市			○
110	神奈川県　大井町			○
111	石川県　金沢市	○		
112	愛知県　豊田市	○		
113	佐賀県			
114	栃木県　日光市	○		
115	埼玉県　入間市	○		
116	三重県			○
117	山口県　宇部市			
118	徳島県　三好市			
119	宮崎県　新富町			
120	埼玉県　久喜市			
121	埼玉県　毛呂山町			
122	埼玉県　川島町			
123	神奈川県　松田町			○
124	滋賀県　彦根市	○		
125	京都府　向日市			
126	岡山県　備前市			
127	広島県　安芸高田市			
128	熊本県　大津町			
129	佐賀県　唐津市			
130	沖縄県　浦添市			
131	埼玉県　狭山市	○		
132	徳島県　那賀町			
133	埼玉県　ときがわ町			
134	山梨県　甲州市			
135	岡山県　倉敷市		○	
136	岡山県　真庭市			
137	香川県　善通寺市			
138	宮崎県　えびの市			
139	石川県　白山市	○		
140	千葉県　船橋市			
141	埼玉県　草加市			
142	埼玉県　所沢市			
143	埼玉県　飯能市	○		
144	埼玉県　日高市	○		
145	広島県　三原市			
146	鹿児島県　鹿児島市			○
147	愛知県　蒲郡市			
148	埼玉県　吉川市			
149	東京都　多摩市			○
150	千葉県　市川市			
151	神奈川県　綾瀬市			○
152	神奈川県　寒川町			○
153	青森県			
154	北海道　江別市			
155	徳島県　美馬市			
156	佐賀県　上峰町			
157	埼玉県　深谷市			

治体、[19]②パートナーシップを形成する意思がない、あるいは虚偽の申請をしたことが分かった場合に当該申請および宣誓を無効とし、宣誓書等の交付番号を公表する自治体、[20]③として①と②の両方を規定する自治体があった。

宣誓制度は公営住宅への入居や生活保護、介護保険の申請などといった公的サービスだけではなく、生命保険の受取人や携帯電話の家族割引など民間事業者のサービスにも適用されるため、[21]①はそうした民間事業者などに対する情報提供の意味合いが強いと考えられる。②は前述した各種サービスを受けるために宣誓制度を悪用した違反行為者の公表という制裁的なものである。情報提供と制裁的公表の両方を行うのが③ということになる。

ただ、宣誓制度は自治体による任意の制度であり、要綱による運用が主流となっている。このため、要綱だけで番号公表というある種の制裁規定を置くことが適切なのかという疑問も浮かぶ。また、番号公表は個人情報保護の観点でも問題があると考えられる。法律婚カップルが離婚しても、その事実は自治体から公表されることはない。にもかかわらず、宣誓制度だけは番号とは言え公表としている制度は疑問と言わざるを得ない。[22]もっとも番号の公表だけでは個人を特定しうる情報とまでは言えない。しかし、宣誓制度利用者が少ない小規模自治体であれば、番号の公表だけでも当事者個人が特定されてしまう可能性は高いと言える。[23]

さらに言えば、松戸市や明石市のように要綱上は公表規定がないにも関わらず、無効あるいは返還された番号がホームページ上に公表されている自治体も存在した。[24]当事者のプライバシーに関わる内容だからこそ、公表規定については慎重に検討すべきではないだろうか。

(4) 事実婚への宣誓制度適用

宣誓制度が異性同士の事実婚カップルも対象となっているかについて、各自治体が作成した手引き等で確認したところ（**図表5**）、宣誓制度を導入した約二割の自治体で事実婚も対象となっていた（一五七自治体中三五）。その一方で、川崎市や北本市ではホームページに「事実婚を除く」と明記されており、事実婚カップルによる宣誓制度利用を明確に否定する自治体もある。

事実婚とは、夫婦共同生活として一定期間の同居があり、社会的に承認されていながらも、意図的に婚姻届を出していない事実上の夫婦関係である。[25]わが国では伝統的な家族観や性別分業役割が根強く残っていること、法律婚を選択すれば子どもに関わる権利や相続も問題となりにくいことから、事実婚カップルの数は多くはないとされている。[26]ただし、夫婦別姓を希望するなどといった理由で事実婚を選ぶカップルもおり、そうした人たちはＬＧＢＴＱ＋カップルと同じような悩みを抱えることになる。

しかしながら、現状は前述の通りである。事実婚を宣誓制度で対象としていない理由としては、そもそもこの宣誓制度が、ＬＧＢＴＱ＋の当事者団体からの要請・要望をもって導入されてきたことが挙げられる。札幌市へのヒアリングで事実婚を対象としなかった理由を確認したところ、「当事者団体からの要望で導入したため、事実婚を制度の対象としなかった」とする回答が得られた。[27]

また、二〇二二年一〇月一日に宣誓制度を導入した越前市の職員から制度説明を受ける機会を得たため、事実婚を対象としなかった理由を確認した。その結果、「制度検討の中では事実婚を対象とする話はあったが、ＬＧＢＴＱ＋の当事者から早く制度導入をしてほしいとの声があり、それを優先した結果、事実婚は対象としなかった。ただ、同様な悩みを抱えていることは承知しており今後、要綱改正をすることも考えている」との回答が得られた。

多様性社会の実現を目指し宣誓制度が誕生したことを踏まえれば、ＬＧＢＴＱ＋カップルだけではなく、同じ悩みを抱える事実婚カップルも対象に含めるべきだろう。[28]この点については今後の条例・要綱等の制定状況や改正動向を注視していきたい。

(5) 協定締結に際しての整合性

調査からは、宣誓制度を導入した自治体同士が協定を結ぶことで、利用者が協定を締結した自治体に転居した際、引越し先の自治体で新たな申請

をせずとも簡易な手続きによって宣誓書などが交付される自治体が増えていることもも確認できた。転入先自治体で宣誓書等を提出するなど改めて手続きする必要はないため、利用者視点で考えれば積極的に連携してほしいと考えるだろう。

ところが、宣誓制度は自治体独自の制度であり、規定内容や対象がそれぞれ異なるため、整合性の問題が生じる。ただ、すでに協定を結んだ自治体の要綱を見比べてみると、利用の要件が異なるケースが散見され、整合性の問題には触れないままとなっていることが多いようである。[*29]

また、**図表1**で示したように、茨城県や群馬県、大阪府などいくつかの広域自治体レベルでも宣誓制度導入がなされ、直近では二〇二二年一一月一日に東京都でも宣誓制度が始まった。広域自治体による宣誓制度は、制度が導入されていない基礎自治体に住むＬＧＢＴＱ＋カップルにとって渡りに船であろうが、すでに宣誓制度を導入している基礎自治体からすれば、広域自治体の宣誓制度との整合性をどのように確保するのかといった課題が浮上する。

宣誓制度を要綱で運用している自治体が多く、課題解決のための改正はスムーズに進むと考えられるが、基礎自治体同士の連携、広域自治体での宣誓制度導入についてはもう少し慎重に検討・対応する必要があるのではないだろうか。

(6) 成人年齢変更への対応

要件として「二〇歳以上であること」などと規定した自治体が一三存在する。これは成人年齢が二〇歳であることがその理由と考えられる。ただ、民法改正に伴い二〇二二年四月以降、成人年齢が一八歳に引き下げされた。この規定を持つ札幌市に確認したところ、四月以降要綱を改正する予定と回答を受け、実際に二〇二二年四月一日付で要綱を「成年に達しているもの」と改正している。同様の規定を持つ自治体についても、札幌市と同様に改正していた（**図表5**）。

また、先行研究でも指摘されているが、民法改正前は父母の同意があれば、女性は一六歳から、男性も一八歳からは婚姻ができるとされていた。[*30]この点について、本調査でも確認したが、こうした規定を持つ宣誓制度はなかった。

むすびにかえて

本調査の主題である宣誓書等の保存年限については、一〇年間が最も多かった。ＬＧＢＴＱ＋当事者にとって、宣誓書は公的証明書となる重要な文書であることから、パートナーが継続する限りは保存することが望ましいと筆者は考えていた。しかし、そうした自治体は四割強に過ぎなかった。

さらに、保存年限を一〇年間や三〇年間などと定めている自治体では、その経過後に宣誓書の再交付を申請した場合や宣誓書を返還する場合に、関係書類が破棄されていることを理由に再申請が必要となる問題も明らかになった。

パートナー関係が長期化すれば、市内での転居や家族を加えるなど、[*31]申請時点からの内容変更も想定される。[*32]したがって、制度導入済自治体においては保存年限延長改正の検討が必要であると言える。ただ、宣誓制度導入から日も浅いため、一〇年間保存としていてもすぐには問題として浮上してこないだろう。また、今後制度導入を考えている自治体に対しては、先行自治体の事例を踏まえ利用者である住民と一緒に適切な保存年限を考えていく必要があると言える。

他方で、三重県いなべ市のように登録証明書の有効期限を五年間とし、引き続きパートナーシップ登録をしようとする者は、登録証明書の有効期間が満了する前に、パートナーシップ登録更新申請書を市長に提出しなければならないとする更新制を採用した自治体もあった。今回、更新制とした理由までは調査できなかったが、限られた人的資源で自治体運営を行う現状を鑑みれば、短期間での更新は事務が煩雑化するだけであり疑問が残る。そうした事務的な問題以前に、更新制としてしまうと、当事者からすれば「公的には五年間しかパートナー関係を認めないライセンス制」と読み取ってしまい、利用を控えることにつながるおそれもある。かといって、利用しやすい宣誓制度の自治体への転居、いわゆる「足による投票」で問題が解決すると考えるのも不遜のそしりを免れ

ないだろう。宣誓書等関係書類の保存期間については、身分関係を規定している戸籍法や住民基本台帳法に基づく扱いと同様にすべきだと言える。

以上、課題は散見されるものの、ＬＧＢＴＱ＋カップルに対し自治体が国に先立ち手を差し伸べたことは評価に値する。国が同性婚についての法律上、制度上の対応をしない限り、今後も自治体で対応していかなければならないが、過去を振り返ってみても、情報公開制度や公害防止環境保全、個人情報保護など、先進自治体の取り組みや制度設計が国に大きな影響を与えた事例がある。

このような事例に鑑みれば、パートナーシップ宣誓制度が今後多くの自治体に広がっていくことが国レベルでの制度改正につながるとみることも可能である。そう考えると、細かな制度改善は必要ではあるものの、宣誓制度が全国的な自治体の動きとして広がっていくこと自体が非常に重要であり、これにより国が法改正、あるいは制度導入をおこなう原動力となると言えよう。今後も自治体における宣誓制度の導入動向、そして国がこの問題にどう向き合うのかを注視していきたい。[*33]

<たかの　じょう・公益社団法人北海道地方自治研究所研究員>

図表５　パートナーシップ宣誓制度を導入している自治体

	自治体名	運用根拠			対象		年齢要件	宣誓書（関係書類）保存年限		注記・備考
		条例	要綱	規則	ＩＧＢＴのみ	事実婚等も含む		条例・宣誓要綱等に明記	条例・要綱等に記載が無く調査により確認	
1	東京都　渋谷区	○			○		20歳以上であること			公正証書による宣誓。民法改正に伴い年齢条件は18歳に変更済
2	東京都　世田谷区		○		○		成年に達していること	10年間保存		2022年10月28日付で要綱全部改正、保存年限規定を除外している
3	三重県　伊賀市		○		○		成年に達していること		10年間保存	
4	兵庫県　宝塚市		○		○		成年であること		30年間保存	ただし、住民基本台帳との突合が難しいため、30年経過後も延長申請し保管予定
5	沖縄県　那覇市		○		○		20歳以上であること		保存年限は特に定めていないが永年保存	2022年４月１日民法改正で年齢要件を成年に達していることに改正済
6	北海道　札幌市		○		○		20歳以上であること	10年間保存		2022年４月１日民法改正で年齢要件を成年に達していることに改正済
7	福岡県　福岡市		○		○		成年に達していること		10年間保存	
8	大阪府　大阪市		○		○		成年に達していること		５年間保存	
9	東京都　中野区		○		○		20歳以上であること		常用長期	2022年４月１日民法改正で年齢要件を成年に達していることに改正済
10	群馬県　大泉町		○		○		満20歳に達していること		30年間保存	2022年４月１日民法改正で満18歳以上に改正済
11	千葉県　千葉市		○			○	成年に達していること	30年間保存		
12	東京都　豊島区	○			○		成年に達していること		常用扱い	
13	東京都　府中市		○		○		成年であること		期限を設けず保存	
14	神奈川県　小田原市		○		○		20歳以上	30年間保存		2022年４月１日民法改正で年齢要件を成年に達していることに改正済
15	神奈川県　横須賀市		○			○	20歳以上	不明		2022年４月１日民法改正で年齢要件を成年であることに改正済
16	大阪府　堺市		○		○		成年に達していること		20年間保存	
17	大阪府　枚方市		○		○		成人に達していること		７年間保存	
18	岡山県　総社市			○	○		成年に達している	不明		
19	熊本県　熊本市		○		○		20歳以上であること	10年間保存		2022年４月１日民法改正に向け、同年3月31日で年齢要件を成年に達していることに改正済
20	東京都　江戸川区		○		○		20歳以上	不明		2022年４月１日民法改正で年齢要件を成年に達していることに改正済
21	栃木県　鹿沼市		○		○		20歳以上	長期保存		2022年４月１日民法改正で年齢要件を成年に達していることに改正済
22	宮崎県　宮崎市		○		○		20歳に達していること	30年間保存		2022年４月１日民法改正で年齢要件を成年に達していることに改正済
23	茨城県		○		○		成年に達していること	10年間保存		
24	福岡県　北九州市		○		○		成年に達していること		10年間保存	
25	愛知県　西尾市		○		○		成年に達していること		30年間保存	
26	長崎県　長崎市		○		○		成年であること	不明		
27	兵庫県　三田市		○		○		成人であること	不明		
28	大阪府　交野市	△	○		○		成年であること	10年間保存		
29	神奈川県　横浜市		○			○	成年に達していること	５年間保存		
30	神奈川県　鎌倉市		○			○	成年に達していること	30年間保存		
31	大阪府　大東市	△	○		○		成年に達していること	10年間保存		
32	香川県　三豊市		○		○		成年に達していること	20年間保存		
33	兵庫県　尼崎市		○		○		成年に達していること	保存年限を定めず		
34	大阪府		○		○		成年に達していること		10年間保存	
35	新潟県　新潟市		○		○		成年に達していること		10年間保存	
36	埼玉県　さいたま市		○		○		成年であること		継続文書として管理	

	自治体名	運用根拠			対象		年齢要件	宣誓書（関係書類）保存年限		注記・備考
		条例	要綱	規則	IGBTのみ	事実婚等も含む		条例・宣誓要綱等に明記	条例・要綱等に記載が無く調査により確認	
37	東京都　文京区		○		○		成年に達していること	10年間保存		
38	東京都　港区		○		○		成年に達していること	不明		
39	神奈川県　相模原市			○	○		20歳以上であること		５年間保存	2022年４月１日民法改正で年齢要件を成年に達している者に改正済
40	神奈川県　逗子市		○			○	成年であること		30年間保存	
41	静岡県　浜松市		○			○	成年に達していること		宣誓書が返還されてから５年間保存	
42	奈良県　奈良市	△	○		○		成年に達していること	不明		
43	奈良県　大和郡山市		○		○		成年に達していること	10年間保存		
44	香川県　高松市		○		○		成年に達していること		生存の限り保存	
45	徳島県　徳島市		○			○	成年であること		宣誓書等の保存年限は特に定めていない	
46	福岡県　古賀市					○	成年に達していること	30年間保存		
47	宮崎県　木城町		○		○		成年に達していること	継続している限り保存		
48	愛知県　豊明市					○	20歳以上であること		30年間保存	2022年４月１日民法改正で年齢要件を成年に達していることに改正済
49	埼玉県　川越市		○		○		成年に達した者であること	10年間保存		
50	兵庫県　伊丹市		○		○		成年であること	不明		
51	兵庫県　芦屋市		○		○		成年であること		30年間保存	
52	神奈川県　川崎市	△	○		○		成年に達している者であること	30年間保存		
53	神奈川県　葉山町		○			○	成年であること		継続終了後３年間保存	
54	三重県　いなべ市	○		△	○		成年に達していること	不明		
55	大阪府　富田林市	△	○		○		成年に達していること		３年間保存	
56	岡山県　岡山市	△	○		○		成年に達していること	長期保存		
57	兵庫県　川西市		○		○		成年であること		永年保存	
58	大阪府　貝塚市		○		○		成年に達していること		永年保存	
59	京都府　京都市		○		○		成年に達していること	10年間保存		
60	埼玉県　坂戸市		○		○		成年に達していること		永年保存	
61	東京都　小金井市		○		○		成人であること		返還届が出されてから５年間保存	
62	栃木県　栃木市		○		○		成年に達していること	長期保存		
63	埼玉県　北本市		○		○		成年であること		30年間保存	
64	千葉県　松戸市		○			○	成年に達している者であること	30年間保存		
65	東京都　国分寺市	△	○		○		成年に達していること		永年保存	
66	埼玉県　鴻巣市		○			○	成年であること		保存年限は定めていないが、転居等で宣誓事由が無くなった場合は一定期間後に破棄	
67	青森県　弘前市		○		○		成年に達していること		永久保存	
68	群馬県		○		○		成年に達していること	10年間保存		
69	群馬県　渋川市		○		○		成年に達していること		30年間保存	
70	神奈川県　三浦市		○			○	成年であること		５年間保存	
71	香川県　東かがわ市	△	○		○		成年に達していること		10年間保存	
72	徳島県　吉野川市		○		○		成年に達していること		永年保存	
73	広島県　広島市		○		○		成年に達していること	継続している限り保存		
74	兵庫県　明石市		○			○	成年に達していること	30年間保存		
75	埼玉県　桶川市		○		○		成年であること	宣誓書交付年度の翌年度から10年間		2022年に証明書等を無効とした日の属する年度の初日から起算して3年経過する日まで保存と改正
76	高知県　高知市		○			○	成年に達していること		永年保存	
77	埼玉県　伊奈町		○			○	成年であること		10年間保存	
78	京都府　亀岡市		○		○		成年に達していること		30年間保存（延長可）	
79	埼玉県　上尾市		○		○		成年に達したものであること		10年間保存	
80	埼玉県　行田市					○	成年であること		永年保存	
81	埼玉県　越谷市		○		○		成年に達した者であること		10年間保存	
82	埼玉県　本庄市		○		○		成年であること		長期継続保管	
83	埼玉県　三芳町		○		○		成年に達した者であること	10年間保存		
84	群馬県　安中市		○		○		成年であること	30年間保存		
85	東京都　足立区	△	○		○		成人に達していること	10年間保存		
86	東京都　国立市	△		○		○	成年に達していること		永年保存（解消の場合はその後５年）	
87	神奈川県　茅ヶ崎市		○			○	成年に達していること	無効までの間及びその後５年間保存		
88	神奈川県　藤沢市		○			○	成年に達していること	返還又は無効となってから５年間保存		
89	神奈川県　大和市		○			○	成年に達している者であること		30年間保存	
90	長野県　松本市		○		○		成年に達していること	30年間保存		
91	静岡県　富士市	△	○			○	成年に達していること	不明		
92	愛知県　豊橋市		○		○		成年に達している者であること	不明		
93	兵庫県　西宮市		○		○		成年に達していること	保存期間を定めず保存		
94	兵庫県　猪名川町		○		○		成年に達していること		期間を定めず保存	
95	奈良県　生駒市		○		○		成年に達していること		10年間保存	
96	奈良県　天理市		○		○		成年であること	10年間保存		登録簿を作成し、宣誓に係る情報を記録
97	香川県　小豆島町		○		○		成年に達していること	不明		
98	香川県　多度津町		○		○		成年に達していること		永年保存	
99	香川県　土庄町		○		○		成年に達していること	永年保存		

	自治体名	運用根拠			対象		年齢要件	宣誓書（関係書類）保存年限		注記・備考
		条例	要綱	規則	LGBTのみ	事実婚等も含む		条例・宣誓要綱等に明記	条例・要綱等に記載が無く調査により確認	
100	徳島県　北島町		○			○	成年であること	継続している限り宣誓書保存、解消後３年間保存		
101	大分県　臼杵市		○		○		成年に達していること	10年間保存		
102	宮崎県　日南市		○		○		成年に達していること	継続している限り保存		
103	鹿児島県　指宿市		○			○	成年であること		長期継続保管	
104	宮崎県　延岡市		○		○		成年であること	不明		
105	千葉県　浦安市		○		○		成年に達していること	長期保存		
106	群馬県　千代田町		○		○		成年に達していること	10年間保存		
107	京都府　長岡京市		○		○		成年に達していること	10年間		受領証等の交付、再交付及び返還等を行った場合は、パートナーシップ宣誓又は申告の登録簿を作成し記録
108	埼玉県　東松山市		○		○		成年であること		長期保存	
109	神奈川県　南足柄市		○			○	成年に達していること	受領証等返還日、もしくは返還とみなされた日から５年間		
110	神奈川県　大井町		○			○	成年に達していること	受領証等返還日、もしくは返還とみなされた日から５年間		
111	石川県　金沢市		○			○	成年に達していること	受領証等返還日、もしくは返還とみなされた日から５年間		
112	愛知県　豊田市		○		○		成年に達していること	不明		
113	佐賀県		○		○		成年に達していること	10年間保存		
114	栃木県　日光市	△	○		○		成年に達していること	永久保存		
115	埼玉県　入間市		○		○		成年に達していること		永年保存	
116	三重県	△	○		○		成年に達していること	30年間保存		
117	山口県　宇部市		○		○		成年であること	10年間保存		
118	徳島県　三好市		○		○		成年に達していること	不明		
119	宮崎県　新富町		○		○		成年に達していること	継続している限り保存		
120	埼玉県　久喜市		○		○		成年に達した者であること	不明		
121	埼玉県　毛呂山町				○		成年に達していること	不明		
122	埼玉県　川島町		○		○		成年に達した者であること	10年間保存		
123	神奈川県　松田町		○			○	成年に達していること	受領証等返還日、もしくは返還とみなされた日から５年間		
124	滋賀県　彦根市		○		○		成年に達していること		永年保存	
125	京都府　向日市		○		○		成年に達していること	10年間保存		
126	岡山県　備前市	△	○		○		成年に達していること	継続する限り保存		
127	広島県　安芸高田市	△	○		○		成年に達していること	継続する限り保存		
128	熊本県　大津町		○		○		成年であること		保存年限を定めない	
129	佐賀県　唐津市		○		○		成年に達していること		10年間保存	
130	沖縄県　浦添市	△		○	○		成年であること		30年間保存	
131	埼玉県　狭山市		○		○		成年に達した者であること	不明		
132	徳島県　那賀町		○			○	成年であること	不明		
133	埼玉県　ときがわ町		○		○		成年に達していること	10年間保存		
134	山梨県　甲州市		○		○		成年であること	10年間保存		
135	岡山県　倉敷市		○		○		成年に達している者	不明		
136	岡山県　真庭市					○	成年に達していること	受領証等返還日、もしくは返還とみなされた日から５年間		根拠規定は「規程」となっている
137	香川県　善通寺市		○		○		成年に達していること	不明		
138	宮崎県　えびの市	△	○		○		成年に達していること	継続する限り保存		
139	石川県　白山市		○			○	成年に達していること	受領証等返還日、もしくは返還とみなされた日から５年間		
140	千葉県　船橋市		○			○	成年に達した者であること	20年間保存		
141	埼玉県　草加市		○		○		成年に達した者であること	不明		
142	埼玉県　所沢市		○		○		成年に達していること	不明		
143	埼玉県　飯能市		○		○		成年に達していること		10年間保存	
144	埼玉県　日高市		○		○		成年に達していること		永年保存	
145	広島県　三原市		○		○		成年に達していること		30年間保存	
146	鹿児島県　鹿児島市		○		○		成年に達していること		常用	
147	愛知県　蒲郡市		○			○	成年であること		永年保存	
148	埼玉県　吉川市		○		○		民法(明治29年法律第89号)第４条に規定する年齢に達していること		10年間保存	
149	東京都　多摩市	△	○		○		成年に達していること	30年間保存		
150	千葉県　市川市					○	成年に達していること		30年間保存	
151	神奈川県　綾瀬市		○			○	成年に達していること		継続保存	
152	神奈川県　寒川町		○		○		成年に達している者であること	返還又は無効となるまでの間及びその後５年間保存		
153	青森県				○		成年に達していること		10年間保存	
154	北海道　江別市		○		○		成年に達していること	10年間保存		
155	徳島県　美馬市		○		○		成年に達していること	不明		
156	佐賀県　上峰町		○		○		成年に達していること	継続する限り保存		
157	埼玉県　深谷市		○		○		成年であること	不明		

〈注〉

*1 石田仁、『スッキリわかる　はじめて学ぶ　ＬＧＢＴ　基礎からトレンドまで』、二〇一九年。

*2 「公益社団法人Marriage For All Japan ―結婚の自由をすべての人に」、「日本のパートナーシップ宣誓制度」、最終閲覧は二〇二三年四月七日。

*3 谷口洋幸・石田仁・釜野さおり・河口和也・堀江有里『全国自治体における性自認・性的指向に関する施策調査（二〇一六（平成二八年四月～七月実施）報告書』、科学研究助成事業「日本のおけるクィア・スタディーズの構築」研究グループ編、二〇一七。

*4 谷口・石田・釜野・河口・堀江、同上。調査をした二〇一七年当時に制度導入されていた渋谷区、世田谷区、伊賀市、宝塚市、那覇市、札幌市の六自治体が対象であった。

*5 札幌市へのヒアリングによると、「渋谷区などで宣誓制度が導入されて以降、ＬＧＢＴ当事者を支援する団体等から要望が強くなされており、早期の導入に繋がった」とのことである。

*6 『毎日新聞』、「香川の全市町、パートナーシップ制度導入完了『当事者どこにでも』」、二〇二三・四・一。都道府県内の自治体の全てに宣誓制度が導入されたのは香川県が初である。

*7 大阪市、「大阪市民の働き方と暮らしの多様性と共生についてのアンケート」、二〇一九。

*8 『日本経済新聞』、「群馬・大泉町、ＬＧＢＴカップルをパートナー認定」、二〇一八・一二・二六。

*9 保存年限を二〇年間としている松戸市などは「その他」に含めている。

*10 埼玉県桶川市の宣誓制度は、宣誓書交付翌年度から一〇年間と規定されているが、これについては一〇年間に含めている。

*11 ただし、豊島区からは「現在、パートナーシップ制度は全国の自治体で広がりを見せ、東京都も来年度制度を導入するとのことです。今後の進展を注視しながら、文書の取り扱い基準を適切に変更する場合もあると考えています」と回答があり、中野区からは「東京都制度が発足すると広域性により、より戸籍に近い管理を検討する必要が生じると考えております」と回答を受けており、東京都の宣誓制度が導入された際には、保存年限の整合性を取ることを視野に入れているようである。

*12 北九州市ホームページ、「北九州市パートナーシップ宣誓の手引き」。手引きの「6　受領証の再交付について」に、「再交付できる期間は、一〇年間です」と記載がある。また、京都市もホームページに掲載されている「京都市パートナーシップ宣誓制度の手引き」の「5　パートナーシップ宣誓後について⑴　宣誓書受領証等の再交付」でも「紛失や毀損，氏名変更などのやむを得ない事情により、再交付を希望される場合、宣誓日から一〇年以内であれば，パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第四号）に基づき、再交付します」とあるが、その後の手続方法については記載がない。最終閲覧は二〇二三年四月七日。

*13 川越市ホームページ、「川越市パートナーシップ宣誓制度　令和四年四月一日から、パートナーシップ宣誓制度の内容が変わりました」。最終閲覧は二〇二三年四月七日。

*14 天理市と長岡京市がこれに該当し、再交付や変更申請された情報を記録する「登録簿」を作成すると規定されている。

*15 京都市、同上。手引きの「1　パートナーシップ宣誓を考えている方へ」の中で、「パートナーシップの宣誓をしたお二人の間に法律上の効果（婚姻や親族関係の形成、相続、税金の控除等）を生じさせるものではありません」と明記されており、宣誓制度を利用しても相続権は発生しない。最終閲覧は二〇二三年四月七日。

*16 例えば、茅ヶ崎市では第一二条で「市長は、宣誓書等を、受領証等が返還され、又は宣誓等を無効とするまでの間及びその後五年間保存する。」と規定し、返還後については五年間保存としている。

*17 例えば、空き家条例では所有者に対し管理命令を発する規定となっており、その命令に従わないときは、所有者氏名や住所を公表するとしているケースが多く見られる。

*18 宇賀克也、『行政法概説Ⅰ（第7版）』、二〇二〇年。

*19 広島市は第九条四項で「市長は、第一項の規定により受領証が返還されたときには又は前項の規定により受領証等が返還されたとみなしたときには、当該受領証等の交付番号（受領証等ごとに付与された番号をいう。）を公表することができる」と規定されており、返還時に公表が可能となっている。

*20 横浜市は第一〇条で「次の各号のいずれかに該当する宣誓等は、無効とする。(1)当事者間にパートナーシップを形成する意思がないとき。（2）宣誓書等の内容に虚偽があったとき。（3）第三条各号の規定に違反しているとき。（4）第四条第三項又は第五条第三項の規定に反して、市内への転入を証明する書類を提出しないとき。」とした上で、同条二項で「市長は、必要があると認めるときは、無効とした受領証の交付番号（受領証ごとに付与された番号

をいう）を公表することができる」としている。

*21 三重県ホームページ、「三重県パートナーシップ宣誓制度で利用できるサービス一覧」、二〇二二・九。これによれば、本文に記載したもの以外にも、民間サービスとして住宅ローン（収入合算、連帯保証人）において配偶者の定義にパートナーを含めること、クレジットカードの家族カード申込などが挙げられている。最終閲覧は二〇二三年四月七日。

*22 戸籍謄本を取得すれば離婚有無は記載されているが、個人情報保護の観点から他者による申請・取得は厳しく制限されており、離婚有無を確認することは事実上困難である。

*23 『読売新聞』、「同性カップルの公的認定制度、市の開始から一年間で申請はゼロ…高校生が要望書提出で導入進む」、二〇二二・一二・二五。制度周知不足もあるが、地方の場合、LGBTQ＋当事者が少ないため、目立ってしまうことを恐れ利用を控えることも想定される。

*24 松戸市ホームページにある「松戸市パートナーシップ宣誓制度」のページを見ると、「無効としたパートナーシップ宣誓の公表」の項目があり、そこには「松戸市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第一〇条第一項の規定により市長が無効としたパートナーシップ宣誓は、現在ありません」と記載があり、番号公表ができるようになっている。ところが、同条を確認すると、「パートナーシップは、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とする。（1）当事者間にパートナーシップを形成する意思がないとき。（2）第三条各号又は第七条第二項各号の規定に反していることが判明したとき。

2　市長は、前項の規定によりパートナーシップを無効とした場合は、宣誓者又は申告者に交付した証明書及び証明カードの返還を求めるものとする」となっており、番号を公表するとの文言はどこにもない。

また、明石市も「明石市パートナーシップ・ファミリーシップガイドブック」の「8　届出受理証明書の再交付・変更・返還、3　届出受理証明書の返還」に、「返還があった場合、届出受理証明書の交付番号を一定期間ホームページ上に掲載します」と記載があるが、要綱上では公表規定を確認できない。いずれも最終閲覧は二〇二三年四月七日。

*25 古川瓔子、「事実婚の法的保護と内縁保護法理についての一考察」、『岡山大学大学院社会文化科学研究科紀要第二七号』、二〇〇九。

*26 内閣府男女共同参画局、「男女共同参画白書　令和四年度版」、二〇二二。この中にあるコラムによれば、「内閣府で令和三（二〇二一）年度に実施した各種意識調査の結果を見ると、事実婚を選択している人は成人人口の二～三％を占めていることが推察される」とある。

*27 筆者が大津町に電話ヒアリングしたところ、「LGBTを支援する団体等から宣誓制度導入の要望を受け、制度検討に入った」と回答を受けた。

*28 例えば、高松市の宣誓制度ホームページを見えてみると、「国籍や年齢、性の違い、障がいの有無などに関わらず、市民一人一人が互いに人権を尊重し、多様性を認め合う共生社会の実現を目指しています。この理念に基づき、LGBTなど性的少数者の方々のパートナー関係を尊重するために、パートナーシップ宣誓制度を令和二年四月一日から導入しています」と記載がある。最終閲覧は二〇二三年四月七日。

*29 例えば、明石市と徳島市は協定締結しているが、要綱で届出できる者の規定を見ると、明石市は「届出しようとする者のいずれかが市内に住所を有していること（市内への転入を予定している場合も含む。）」となっており、パートナーのいずれかが住民であればよい。ところが、徳島市は「本市に住所を有している（市内への転入を予定している場合も含む。）こと」と規定されているため、後者はパートナー両方が住民でなければ申請できないと考えられる。

*30 谷口・石田・釜野・河口・堀江、同上。第五項「パートナーシップ認定手続の比較」の（3）「認定要件等（b）で指摘されている。ただし、調査をした二〇一七年当時、制度導入されていた六自治体しか確認していない。

*31 明石市や所沢市、飯能市などいくつかの自治体では宣誓制度のほか、届出したどちらか一方と生活を同じくする子どもや親がいる場合に関係性を届出することができるファミリーシップ宣誓制度も導入している。

*32 転居などの情報は当事者が申請しなければならない。

*33 本稿執筆に際し、各種調査にご協力いただいた皆様には厚く感謝申し上げる。また、二〇二二年一〇月に開催された第三九回全国自治研集会（静岡自治研）の分科会にて、短時間ではあったが越前市総務部市民協働課ダイバーシティ推進室緒方祐氏より、宣誓制度導入にかかる貴重な情報を提供していただいた。本稿における意見や提言に係る部分及び叙述の誤りがある部分についての責任は、一切本稿の執筆者にあり、各種調査等に対応していただいた方々には一切の責任が及ばないことは言うまでもない。